

（仮称）郡山市立中学校給食センター
整備・運営事業

客観的な評価の結果

令和8（2026）年2月10日

郡山市

郡山市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により（仮称）郡山市立中学校給食センター整備・運営事業を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定に基づき、客観的な評価の結果をここに公表する。

令和8（2026）年2月10日

郡山市長 椎根 健雄

目 次

第1 事業概要	1
1 事業名	1
2 事業に供される公共施設等の種類	1
3 公共施設等の立地(事業用地の概要)	1
4 公共施設等の管理者の名称	1
5 事業目的	1
6 事業方式	1
7 事業期間	2
8 事業範囲	2
第2 優先交渉権者の選定	2
1 郡山市立中学校給食センターPFI 事業者選定審議会	2
2 優先交渉権者の選定	2
3 優先交渉権者の構成	3
4 提案価格	3
5 財政負担額の削減効果	3

第1 事業概要

1 事業名

(仮称) 郡山市立中学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業に供される公共施設等の種類

(仮称) 郡山市立中学校給食センター（外構、附帯施設を含め、以下「本施設」という。）

3 公共施設等の立地(事業用地の概要)

- (1) 所 在 地：郡山市安積町成田字長山地内 外
- (2) 敷地面積：17,465.22m²

4 公共施設等の管理者の名称

郡山市長 椎根 健雄

5 事業目的

現在、市内の給食センターは、「郡山市立中学校給食センター」及び「郡山市立中学校第二給食センター」の2か所が稼働しており、市立中学校22校に完全給食を提供している。

昭和47（1972）年にしゅん工した「郡山市立中学校給食センター」及び平成元（1989）年にしゅん工した「郡山市立中学校第二給食センター」は、建築後、長期間が経過し、施設・設備の老朽化が著しく進んでいる。また、2か所の既存給食センターは、学校給食衛生管理基準が施行された平成21（2009）年以前に建築されたため、現在の学校給食衛生管理基準に適合していない状況である。従って、施設の老朽化への対応に加えて、衛生管理の徹底が求められている。

このような中、民間活力（P P P／P F I）導入可能性調査（令和6年3月）においては、2か所の既存給食センターを1センターに集約・建替えするとともに、その整備手法はP F I法に基づくものとし、本件施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ一体的に民間事業者に委ねることとした。

以上により本事業では、学校給食衛生管理基準や食物アレルギー等に対応した、安全・安心でおいしい給食を提供できる給食センターを新たに整備することを目的とする。加えて、時代に合わせた食文化の継承や、自然災害後の速やかな給食提供の再開等が可能な施設とし、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減を目指す。

6 事業方式

P F I法第14条第1項に基づき、市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「S P C」という。）と締結するP F I事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者自らが本件施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理及び運営等を行うB T O（Build Transfer Operate）方式とする。

7 事業期間

事業期間は以下を予定している。

- (1) 施設整備期間：事業契約締結日から令和10(2028)年6月（約2年3か月）
- (2) 開業準備期間：令和10(2028)年7月～令和10(2028)年8月（約2か月）
- (3) 維持管理・運営期間：令和10(2028)年8月～令和25(2043)年7月末（約15年）

8 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業者が行う事業範囲は次のとおり。

- (1) 施設整備業務
- (2) 開業準備業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 運営業務

第2 優先交渉権者の選定

1 郡山市立中学校給食センターPFI事業者選定審議会

会長	植田 和男	特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会 会長兼理事長
副会長	斎藤 匡弘	斎藤匡弘公認会計士事務所 日本公認会計士協会東北会福島県会推薦
委員	渡邊 平	有限会社渡邊武建築設計事務所 福島県建築士会郡山支部推薦
	柳沼 和子	郡山女子大学助教 郡山女子大学推薦
	佐藤 弥早紀	みさき社会保険労務士事務所 福島県社会保険労務士会推薦
	二瓶 元嘉	郡山市教育委員会学校教育部長

※第1回選定審議会における決定に基づき、会議は非公開で実施

2 優先交渉権者の選定

「郡山市立中学校給食センターPFI事業者選定審議会」は、審査基準（令和7(2025)年7月3日公表）に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案者を選定した。

市は、その結果に基づき、ジーエスエフグループ（代表企業：株式会社ジーエスエフ）を優先交渉権者として決定し、令和7(2025)年12月23日に公表した。

なお、審査の公平性を確保するため、最優秀提案を選定するまで、企業名は匿名により審査を行った。

3 優先交渉権者の構成

グループ名	構成	企業名
ジーエスエフ グループ	代表企業	株式会社ジーエスエフ
	構成企業	株式会社盛総合設計 株式会社清水公夫研究所 陰山建設株式会社 株式会社合人社計画研究所 日本調理機株式会社 東北支店 株式会社福豆屋
	協力企業	村越建設株式会社 株式会社清水工業 株式会社太陽興産 東北乳運株式会社 株式会社百五総合研究所

4 提案価格

優先交渉権者として決定したジーエスエフグループの提案価格は次のとおりである。
12,556,520,565円（消費税及び地方消費税等を含む）

5 財政負担額の削減効果

事業期間全体を通じた市の財政負担額について、市が直接実施する場合に比べ、本事業をPFI方式により実施することにより、15.4%の縮減ができることとなった。
なお、特定事業選定時の縮減の期待値は3.6%であった。